

氷丘小学校PTA規約

第1章 総 則

- 第1条
- この会は氷丘小学校PTAと称し事務局を氷丘小学校におく
- 第2条
- この会は本校在学児童の保護者と教職員が幅広い教育活動の推進をはかることを目的とする
- この会は児童の福祉・教育の向上・会員相互の交流をはかることを目的とする

第2章 会 員

- 第3条
- この会の会員は本校在学児童の保護者と本校に勤務する教職員とする

第3章 事 業

- 第4条
- この会は第2条の目的達成のために次の事業を行う
1. 会員相互の研修と交流に関するもの
2. 児童の運動・保健・衛生の向上に関するもの
3. 学校給食に関するもの
4. ベルマーク活動や廃品回収事業などの事業収益活動に関するもの
5. 学校と家庭の連携に関するもの
6. 児童の校外生活の指導に関するもの
7. その他諸行事に関するもの

第4章 役員と役職の任務

- 第5条
- この会は次の役員をおく
1. 本部役員
2. 学年委員
3. 地区役員
4. 常任委員
5. 特別委員

- 第6条
- 役員の役職の任務は次のとおりとする

1. 本部役員		
役職名	選出所属	人数
会長	保護者	1名
会を代表し必要に応じ総会や常任委員会を開催する		
副会長	保護者	複数名
会長を補佐し会長不在時は代行する		
書記	保護者・本部役員経験者・教職員	複数名
活動状況を記録し保管する		
会計	保護者・本部役員経験者・教職員	複数名
すべての収支を明確にし会員の請求に応じた閲覧に備えるとともにPTA総会で報告し承認を得る		
運営	保護者・本部役員経験者	複数名
各委員会活動の企画や運営について指導と調整を行う		
総務	保護者・教職員	複数名
本部役員会の運営を統括する		
監事	保護者・本部役員経験者	複数名
会計監査をし正副監事会にて指導と調整を行う		
顧問	本部役員経験者・教職員	複数名
会長の相談に応じ意見を述べる		
2. 学年委員		
学年委員	各学年	クラス数×2名程度
各学年事業を協議し推進する		
3. 地区役員		
地区役員(通称：地区役)	各地区	若干名
PTAと地区の活動に協力し会員との連絡調整を行う		
4. 常任委員		
常任委員	学年委員	各委員会の三役(委員長・副委員長・書記)
		本部付役員
	地区役員	各地区2名
会の運営を行う		
5. 特別委員		
特別委員	保護者・教職員	若干名
特別委員会の運営を行う 例：周年事業特別委員会 など		

- 第7条 任期は本部役員2年・学年委員1年とし再選を妨げない
1学期終業式までに学年委員に欠員が生じた時は補充することができる
その任期は前任者の残りの任期とする

第5章 会 議

- ・各会議は定数の半数以上の出席がなければ会を開くことができない
- ・再度開催の時はこの限りではない
- ・各会議の議案決定は出席者の過半数をもってこれを決定する
- ・可否同数の時は議長の判断とする

- 第8条 開催される会議は次のとおりとする

1. PTA総会
児童の保護者全員を対象に年度始めに開催する
本部役員の承認・事業報告・決算・事業計画・予算・その他必要事項を審議する
2. 臨時総会
会長が必要と認めた時や会員の5分の1以上が要求した時に開催する
開催方法については問わない
3. 方針説明会
本部役員・学年委員・地区役員(代表・副代表・書記)で構成し当該年度の運営や計画について説明を行う
4. 常任委員会
本部役員と常任委員で構成しPTA活動を円滑に行うため報告し調整する
5. 本部役員会
本部役員で構成しPTA活動を円滑に行うため調整し審議する
6. 正副監事会
会長・副会長・監事・各学年委員会(委員長・副委員長・書記)で構成し必要に応じて各学年委員会が進める事業を調整し審議する
7. 学年委員会
各学年のPTA活動を円滑に行うため次の委員会をおく
・愛護委員会(1年生)・人権教育委員会(2年生)・研修委員会(3年生)・広報メディア委員会(4年生)
・保健体育委員会(5年生)・厚生委員会(6年生)
各学年委員会の活動内容は「細則」による
8. 地区別懇談会
会長や地区が必要と認めた時に開催する
9. 特別委員会
特別な事業を開催するにあたり調整し審議する

第6章 会 計

- 第9条 財源は会費やその他とする
第10条 会費は1家庭につき毎月1,100円とする
第11条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする

第7章 付 則

- 第12条 規約は常任委員会の承認をもって総会出席者3分の2以上の同意を得て改正とする
第13条 会長が必要と認めた時は常任委員会の承認をもって新たに役職や委員会を設置する
第14条 慶弔規定や細則はこの会の規約に反しない限り常任委員会の承認をもって制定改廃とし次回の総会で報告する

慶弔規定

- 第1条 児童・児童の保護者・教職員の慶弔に関し適用する
第2条 児童が死亡した時は会長・副会長・地区役員・同学年の学年委員代表が会葬する
金額は上限2万円とし香料5千円と生花やそれに代わるものを供える
第3条 児童の保護者が死亡した時は会長・副会長・同学年の学年委員代表が会葬する
香料5千円を供える
第4条 1. PTA役員や教職員が死亡した時は会長・副会長・学校長が協議し弔意する
結果は常任委員会で報告する
2. 会長・副会長・学校長が必要と認めた時は会葬する
金額は上限5千円とし香料などを供える
第5条 1. 児童や教職員が傷病で30日以上入院した時は会長か副会長が5千円相当の見舞品を持って病床を見舞う
2. 前項の傷病が学校生活に伴う傷病やその他特別な時は学校長が会長か副会長と協議し別途考慮できる

細 則

1. 本部役員会(通称：本部役員・本部)
 - ・ PTA活動を円滑に行うため組織運営を必要に応じ改善する
 - ・ PTAの各事業に関する報告事項を保護者や地域と共有する
 - ・ 地域や関係諸団体と協力する
2. 本部役員の選出について
 - ・ 立候補を募る
 - ・ 各学年委員会の決定者より1名を本部付役員とする
3. 学年委員会
 - ・ 各学年事業を協議する
 - ・ 協議事項は常任委員会で報告し調整のうえ実施する
 - ・ 段階を経ず実施した事業は次回常任委員会で報告する
4. 学年委員の選出について
 - ・ 各学年にて立候補を募る
 - ・ 立候補にて定員に満たない時は学年委員選考会を開催し選出方法はくじ引きとする
 - ・ 児童が複数在学する時はまず年長児童の学年委員選考会に出席する
5. 学年委員会の活動について

内容は次のとおりとする

 - ◎愛護委員会(通称：愛護委員・愛護)
 - ・ 地域において青少年の健全な育成を目指し児童の現状を把握し指導する
 - ・ ベルマーク運動の運営に携わる
 - ◎人権教育委員会(通称：人権委員会・人権委員・人権)
 - ・ 人権教育や人権啓発を推進する
 - ・ 家庭や地域社会と共に同和教育を推進する
 - ◎研修委員会(通称：研修委員・研修)
 - ・ 家庭教育を推進する
 - ・ 講習会・研修会・その他催し物を企画し実施する
 - ◎広報メディア委員会(通称：広報委員会・広報委員・広報)
 - ・ 広報紙を年2回以上発行する
 - ・ 各PTA活動や学校生活を随時取材し紙面で報告する
 - ◎保健体育委員会(通称：保体委員会・保体委員・保体)
 - ・ 児童の保健や衛生の向上に努める
 - ・ 給食試食会や体育行事に協力する
 - ◎厚生委員会(通称：厚生委員・厚生)
 - ・ 校内の環境整備に必要な提案し協力する
 - ・ 廃品回収の実施や運営に携わる
6. 地区役員
 - ・ 選出方法や活動内容は各地区で決定する
 - ・ 各地区の役員人数は児童数に応じて常任委員会で助言する
7. 免除について

◎本部役員

【本部役員免除確認表】

任期中と任期満了した者の免除は次のとおりとする

年度	免除期間	任期中免除一覧表
2015年度まで	任期年数×5年	・ 氷丘幼稚園のPTA役員 ・ 小学校の学年委員と地区役員 ・ 氷丘中学校のPTA役員
2016年度から	2年以上した時は永久免除	
	3年以上した時は永久免除と地区役員の代表・副代表・書記免除	

※ただし家庭数の減少など対象者が著しく不足する時は上記の限りではない

◎学年委員

【年度別学年委員免除期間概要表】

任期満了した者の免除は次のとおりとする

2018年度まで	2019年度から	
2016年度の入学児童からは 本人の申し出により翌年度から学年委員をした対象児童が卒業するまで小学校の学年委員を最長5年免除となる	委員長 副委員長 書記	本人の申し出により翌年度から小学校の学年委員最長5年免除
	上記以外	本人の申し出により翌年度から小学校の学年委員最長3年免除
2015年度の入学児童までは 本人の申し出により翌年度から学年委員をした対象児童の卒業後も小学校の学年委員を5年免除となる	入学年度に関わらず学年委員をした対象児童が卒業すると免除対象外となる	

※ただし家庭数の減少など対象者が著しく不足する時は上記の限りではない

【年度別免除期間早見表】

□ . . . 対象児童卒業後も免除対象

↓本部付開始

免除期間	5年免除		三役5年・その他3年免除					
年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
任期 免除期間	役員	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	-	-
		役員	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	-
			3役	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
			その他				-	-
				3役	1年目	2年目	3年目	4年目
				その他			-	-
学年					3役	1年目	2年目	3年目
					その他			
	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3	-
	4年	5年	6年	中1	中2	中3	高1	-
	5年	6年	中1	中2	中3	高1	高2	-
	6年	中1	中2	中3	高1	高2	-	-

8. 個人情報などの取扱いについて

- ・ PTA活動中に知り得た個人情報やプライバシーに関する内容は決して口外してはならない
- ・ 個人が判別できる写真や記録を決してインターネットなどに公開してはならない
- ・ PTA活動以外で個人を判別できる写真を不特定多数へ配布する広報物に許可なく使用してはならない
- ・ 広報物は氷丘小学校PTAに著作権があるため二次利用してはならない

2016年4月29日全面改訂

2017年4月29日改正

2018年3月31日改正

2019年3月31日改正

2019年4月27日改正

2020年6月30日改正

2022年2月1日改正